

子ども・子育て支援新制度

国の現状

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

国の課題

地域の子ども・子育て支援充実

質の高い幼児期の
学校教育、保育の提供保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
⇒ 待機児童の解消
⇒ 地域の保育を支援

子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設

子ども・子育て関連3法公布（H24.8.22）

1 子ども・子育て支援法

- 認定こども園、幼稚園、保育所等への共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

2 認定こども園法の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化

3 関係法律整備法

児童福祉法など55の関係法律について整備

平成27年4月
施行

市が取り組むこと

◆ 子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法第61条第1項により策定義務
⇒ 国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定

意見・審議

◆ 子ども・子育て会議の設置

- 子ども・子育て支援法第77条第1項により設置（努力義務）
「酒田市子ども・子育て会議」を設置（9月議会条例可決 10月1日施行）

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援にかかるニーズ調査

必須記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子ども・子育て会議

酒田市子ども・子育て会議

人数：20人以内

任期：2年

委員：①子どもの保護者 ②子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
③子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 ④その他市長が必要と認める者

【所掌事務】

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定
- ③ 市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に対する意見
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
- ⑤ 酒田市子育て支援行動計画の推進並びに進捗状況の点検及び評価（市独自）

※ 国の子ども・子育て会議

根拠：子ども・子育て支援法第72条により設置

人数：25人以内

任期：2年

委員：子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者